静岡海区漁業調整委員会指示第1-5号

令和元年6月28日静岡海区漁業調整委員会指示第1-3号の一部を次のように改正する。 令和元年9月13日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳一

改正前

1 採捕の制限

かごを用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、(1)又は(2)の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) かご漁業を行う場合
 - ア 静岡海区漁業調整委員会(以下「委員会」 という。) <u>の</u>承認を受けた漁業者<u>及び</u>従事者が 漁業を営むために行う場合
 - イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合 ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者 の同意を得て落し口の口径20センチメートル 以下のかご漁業を操業する場合
 - エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合
 - オ えびかご漁業の委員会指示に基づき、承認 を受けた漁業者<u>及び</u>その従事者がえびかご漁 業を操業する場合
- (2) 試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を 採捕する場合
 - ア 静岡県漁業調整規則(昭和39年静岡県規則 第17号。以下「規則」という。)第47条<u>及び</u>第48 条の規定により知事の許可を受けた者が当該 許可に基づいて行う場合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この指示は、公示の日から施行する。

改正後

1 採捕の制限

かごを用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) かご漁業を行う場合
 - ア <u>この</u>静岡海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。) <u>指示に基づき</u>承認を受けた漁業者<u>又はその</u>従事者が漁業を営むために行う場合
 - イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合 ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者 の同意を得て落し口の口径20センチメートル 以下のかご漁業を操業する場合
 - エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落し口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合
 - オ えびかご漁業の委員会指示に基づき、承認 を受けた漁業者<u>又は</u>その従事者がえびかご漁 業を操業する場合
- (2) 試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を 採捕する場合
 - ア 静岡県漁業調整規則(昭和39年静岡県規則 第17号。以下「規則」という。)第47条<u>又は</u>第48 条の規定により知事の許可を受けた者が当該 許可に基づいて行う場合